

第3章

施策の推進

基本目標 1 共に支え合えるまちづくり

(1) 豊かなコミュニティの基盤づくり推進

[基本方針]

地域福祉の基本単位は個人であり、住民一人ひとりが相手を気遣い、互いに支え合うという意識を持つことが地域福祉を進める第一歩となります。

そのため、住民の誰もが地域社会の一員であることを自覚し、隣近所をはじめとする身近な地域の人達と互いに顔が見える関係を築き、ふれあいや交流を深めながら地域活動や地域福祉活動に主体的に参加するなど、豊かなコミュニティを形成するための基盤づくりを進めます。

《 行政が取り組むこと 》

①あいさつ、声かけ運動の推進強化 【推進主体※：総務課】

○近所付き合いや身近な助け合いを大切にする地域づくりを推進する上では、人と人が知り合い分かりあえる原点となる「あいさつ、声かけ」を行うことが大事です。子どもからお年寄りまで全ての住民が家庭内や隣近所など、身近な所からあいさつや声かけをはじめ、町全体で展開されるよう、地域の関係機関・団体等と連携した「あいさつ、声かけ運動」の推進強化を図ります。

②交流活動の推進 【推進主体：生涯学習文化課、教育総務課】

○地域交流の活性化に向けて、地域で気軽に集い、仲間づくりや交流ができる集いの場として、地域の公民館や集会所、公共施設及び社会福祉施設等の既存施設をはじめ、地域の様々な資源の有効活用を推進します。

○地域のスポーツ活動、サークル活動、文化活動等及び諸団体の活動を通して、仲間づくりや交流の活性化が図られるよう活動を支援します。

○世代を超えた交流は、高齢者や障がい者にとっては生きがいや社会参加につながり、子どもにとっては社会性や協調性などが育まれることにつながります。また、若い世代とのつながりの中で新たなコミュニティ活動が生まれる可能性があります。

そのため、伝統文化継承活動、スポーツ大会、青少年健全育成活動、地域の行事や活動及び町のまちづくりへの住民参加等、様々な取り組みにおいて、多様な世代の参加を図り、コミュニケーションをとることで、世代間の違いや特徴を理解し認め合えるよう、世代間の交流を促進します。

※推進主体：各取り組みの中心となって、関係課及び関係機関、団体等との連携を図るなどにより取り組みを推し進める主体

③住みよいまちづくりを話し合う機会の創出 【推進主体：こども課】

○住民の地域福祉への理解を深めるとともに、自分達が担う役割を認識し、住民一人ひとりが地域福祉活動に参画する意識が高まるよう、社会福祉協議会や地域の諸団体等と連携し、住みよいまちづくりについて住民同士が話し合える機会を創出していきます。

④自治会加入促進 【推進主体：総務課】

- 地域でのコミュニティ活動を進める上で、自治会とのネットワークは非常に重要です。自治会活動を通して、安心して暮らせる住みよい地域づくりにより多くの住民が参加していけるよう、自治会の必要性についての啓発や活動内容、活動の楽しさについて、自治会と連携した情報発信の充実を図ります。
- 転入手続きの窓口においては、自治会の紹介や自治会への橋渡しをするなど、自治会加入のための支援を行います。
- 自治会の加入率アップのために、地域と行政が共に検討する場をつくり、自治会の取り組みに対し必要な支援を行います。

⑤地域活動の活性化推進 【推進主体：企画財政課、産業振興課、生涯学習文化課】

○地域活動が多くの人々の理解を得、また、興味・関心を引き、若い世代を含めた参加者の増が図られるよう、地域活動のあり方について、多様な世代との意見交換を行うとともに、各世代で役割を分担するなど、地域活動を組織的に推進する体制づくりを地域に働きかけます。また、地域の要請に応じて、必要な支援を行います。

⑥地域のモラルやマナーの向上推進 【推進主体：総務課、住民環境課】

- 地域住民相互のより良い関係を築いていくためには、互いにモラルやマナーを守り合うことも必要です。みんなが気持ちよく日常生活を送ることができるよう、ゴミの不法投棄やポイ捨て、車の運転マナー(違法駐車、ゆずり合い等)、ペットの管理、その他の迷惑行為について、モラルやマナーの向上が図られるよう啓発していきます。
- 個人のプライバシーの守秘についても啓発を行います。



マナーを守りましょう

《 社会福祉協議会が取り組むこと 》

① 支えあい・たすけあう地域づくり

○ともに支えあい・たすけあう地域づくりをすすめる上で住民同士の“絆(つながり)”が重要になります。地域における各種交流活動をとおした住民相互の関係性を形成するため、地域で実施する各種交流事業を支援します。

② 地域づくりに関する情報共有の場づくり

○住民をはじめ医療・保健・福祉の関係する機関・団体が連携し、地域における福祉と生活課題等について情報を共有し、問題解決に向けた共通認識づくりを行う機会・場を確保し「ちむぐくるでつくる福祉のまち南風原」を目指したネットワークづくりを推進します。

③ 字・自治会加入促進と地域活動の活性化促進

○住民の交流をとおした“絆(つながり)”づくりにおいて、地域性を重視した取組みが重要となります。字・自治会を基盤とした地域活動への参加をとおした住民の関係づくりの取組みがもっとも効果が期待できることから、字・自治会加入促進と地域活動活性化促進に努めます。

●●● 住民・関係団体等・福祉サービス事業者に期待すること ●●●

<住民>

- ・周りの人に進んであいさつや声かけを行い、コミュニケーションをとりましょう。
- ・世代間交流活動に積極的に参加しましょう。
- ・住みよいまちづくりを話し合う場に、積極的に参加しましょう。
- ・自治会に加入しましょう。
- ・地域の行事や活動には隣近所声をかけあって参加しましょう。また、必要な協力を努めましょう。
- ・みんなが気持ちよく暮らせるよう、モラルやマナーを守ることを意識しましょう。
- ・個人のプライバシーには十分気をつけましょう。

<関係団体等>

- ・「あいさつ、声かけ運動」を推進しましょう。
- ・世代間の交流を企画・実施しましょう。
- ・地域の社会資源を活用した、交流拠点の確保に努めましょう。
- ・住みよいまちづくりを話し合う機会を創出しましょう。
- ・自治会加入促進に取り組みましょう。
- ・地域のイベントや活動について、多様な世代の参加と協力が得られるような取組みを企画・実施しましょう。
- ・モラルやマナーの向上について啓発しましょう。

<福祉サービス事業者>

- ・福祉施設の空きスペースなどを活用した住民の交流拠点づくりを進めましょう。
- ・住民とサービス利用者との交流を企画・実施しましょう。

[主な推進事業]

推進事業名	スケジュール					推進主体
	H26	H27	H28	H29	H30	
①あいさつ、声かけ運動の推進強化						総務課
②交流活動の推進						生涯学習文化課 教育総務課
③住みよいまちづくりを話し合う機会の創出						こども課
④自治会加入促進						総務課 社協
⑤支えあい・たすけあう地域づくり事業						社協
⑥地域福祉懇談会の開催	5 地区	5 地区	6 地区	6 地区	7 地区	社協
⑦福祉保健施設団体連絡会の開催						社協

[評価指標と目標値]

評価指標	指標根拠	単位	現状値	目標値
			平成 25 年度	平成 30 年度
①近所づきあいが減っている	アンケート調査	%	53.2	45.0
②住みよいまちづくりを話し合う機会に参加したい	アンケート調査	%	50.3	60.0
③自治会加入率	町実績	%	53.2 (平成 23 年度)	70.0
④地域福祉懇談会	社協実績	地区	5	7



地域活動（喜屋武のシーサー）

(2) 字・自治会を中心とした地域福祉活動の推進

[基本方針]

地域のつながりを感じながら安心して暮らしていくには、住民主体の地域福祉活動の展開が重要です。「共に生き、支えあえる地域づくり」を進めるために、小地域福祉圏域である字・自治会の福祉ニーズに対し、地域住民が福祉の担い手として、日常的な見守りや生活支援などの福祉活動(小地域福祉ネットワーク)を展開する体制の充実及び住民福祉活動への支援の充実を図ります。また、要支援者への支援の充実を図るために、コミュニティソーシャルワーカーと地域の各種相談窓口・相談員、福祉事業者等との連携・協力体制を構築します。

《 行政が取り組むこと 》

①小地域福祉活動の広報啓発の推進 【推進主体：こども課】

○住民主体の福祉活動の活性化を図るために、字・自治会、社会福祉協議会と連携し、小地域(字・自治会)における住民福祉活動の周知や活動への参加促進について、地域への広報啓発の充実に取り組みます。

②小地域福祉活動への支援 【推進主体：こども課】

○社会福祉協議会が推進する「高齢者サロン」、「子育てサロン」、「友愛訪問活動」、「まちづくりサポートセンター」等の住民主体の地域福祉活動の充実が図られるよう、ボランティア等活動を担う人材の確保や地域の福祉ニーズの把握などについて必要な支援を行います。また、小地域福祉活動を推進するための字・自治会の組織体制の強化を支援します。

③コミュニティソーシャルワーク体制の充実支援 【推進主体：こども課】

○コミュニティソーシャルワーカーによる地域の福祉ニーズの把握や相談援助の充実が図られるよう、コミュニティソーシャルワーカーと地域の各種相談窓口(地域包括支援センター、障がい者相談支援事業者、児童家庭相談員、子育て支援センター、保健師、民生委員・児童委員など)との連携を密にし、要支援者の情報を共有するとともに、相互に連携・協力した支援が可能な体制を構築します。また、公的サービスや専門的な支援を組み合わせることが必要なケースについては、福祉事業者や専門機関等との適切な連携を支援します。

《 社会福祉協議会が取り組むこと 》

①住民主体の地域福祉活動の推進

- 各種福祉制度・サービスの基盤整備が進む中、住民が安心して在宅生活をおくる環境も整備されつつあります。しかし、これらの公的な支援では解決できない福祉課題も多く、住民が主体となった支えあい・たすけあい活動が重要です。支援を必要とする方を小地域(字・自治会を基本とした範囲)で見守り、支える体制づくりを推進します。
- 公的サービスだけでは解決の図れない「制度のはざ間」にあるニーズに積極的に応えるため、住民相互の援助活動をコーディネートし、先駆性・開発性を発揮した事業活動の展開に努めます。
- 住民が主体的に地域福祉活動に参加し、民生委員・児童委員はじめ福祉関係者とともに、誰もが安心して暮らし続けることのできる福祉のまちづくりに取り組むため、字・自治会ごとに福祉協力員※を委嘱し、その活動を支援します。

②地域性重視の支援体制づくりの推進

- 住民が抱える問題の早期発見・解決を図り、問題の深刻化を防ぐことで安心した在宅生活をおくることが可能になります。そのためには、住民がより身近な場所で相談や必要な支援を受けるなどの環境整備が重要であり、様々な福祉問題を住民主体の小地域福祉活動の展開をとおして解決を図るため、コミュニティソーシャルワークの手法をいかし、アウトリーチ※による福祉課題の把握と住民はじめ福祉の専門職との協働による支援体制づくりを推進します。



コミュニティソーシャルワーカーの活動（福祉マップづくり）

※福祉協力員：福祉協力員は社会福祉協議会会長が委嘱するボランティア（無償）で、民生委員・児童委員とともに、地域で困っている方の相談支援者として活動しています。

※アウトリーチ：援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。訪問支援。

●●● 住民・関係団体等・福祉サービス事業者に期待すること ●●●

<住民>

- ・地域の福祉課題は自らの課題として捉え、小地域福祉活動にできる範囲で積極的に参加・協力しましょう。
- ・支援を要する人への支援方法に困ったら、行政や社協に相談しましょう。
- ・地域の支援を受けたい人は、自ら進んで手を上げましょう。
- ・支援を行いたい人、支援を受けたい人は「まちづくりサポートセンター」に登録しましょう。

<関係団体等>

- ・小地域福祉活動の地域への周知と活動への参加・協力を促しましょう。
- ・小地域福祉活動を推進する地域組織体制の強化に取り組みましょう。
- ・必要に応じて、コミュニティソーシャルワーカーや専門機関等と連携した支援を行いましょう。
- ・地域の支援を要する人を把握しましょう。

<福祉サービス事業者>

- ・小地域福祉活動に対し、できることは協力しましょう。
- ・支援を要する人のケースに応じて、コミュニティソーシャルワーカーや地域の相談窓口と連携した支援を行いましょう。

[主な推進事業]

推進事業名	スケジュール					推進主体
	H26	H27	H28	H29	H30	
①小地域福祉ネットワーク推進事業	16 地区	16 地区	16 地区	16 地区	17 地区	社協
②友愛訪問事業						社協
③子育てサロン	6 箇所	6 箇所	6 箇所	7 箇所	7 箇所	社協
④支えあうまちづくり事業 (コミュニティソーシャルワーカーの活動)	40 ネット	80 ネット	100 ネット	150 ネット	200 ネット	社協
⑤福祉協力員の委嘱と活動支援						社協

[評価指標と目標値]

評価指標	指標根拠	単位	現状値	目標値
			平成 25 年度	平成 30 年度
①昔からあった互いに支え合うという意識が弱くなっている	アンケート調査	%	35.6	25.6
②小地域福祉ネットワーク組織	社協実績	地区	16	17
③子育てサロン	社協実績	箇所	6	7
④支えあうまちづくり事業(個別ネットワーク)	社協実績	ネット	20	200

(3) 福祉意識の高揚

[基本方針]

性や年齢の違い、障がいの有無など人それぞれの特性や価値観の多様性を認め、共に生きる地域社会を構築していくには、住民が身近な地域の生活課題に気付く力を養い、困っている人に手を差し伸べる意識や行動が広がっていくことが大切です。

住民が地域の福祉課題を自らの課題として捉え、自ら進んで福祉活動に参加していけるように、次代を担う子ども達への福祉教育を推進するとともに、地域への福祉意識の啓発に取り組みます。また、男女が協力した福祉社会を形成するために、男女共同参画を推進します。

さらに、福祉意識を育むことは、互いの人権を認め合い共存するという、人権尊重の理念と共通するものであることから、人権に対する理解を深めるための教育・啓発を推進します。

《 行政が取り組むこと 》

①福祉教育の推進 【推進主体：学校教育課】

- 次代を担う子ども達が福祉への理解を深め、自分にできる取り組みが探求できるよう、高齢者や障がい者との交流、ボランティア体験学習等多様な活動を通して、ノーマライゼーション※の理念の浸透を図るとともに、思いやりのある心、正義感など豊かな人間性を育むために福祉教育を推進します。
- 学校教職員についても福祉への理解と関心を高めることにより、福祉教育の充実を図られるよう、保育所(園)や学校教育部門と社会福祉協議会との連携を密にします。
- また、地域の関係機関・団体、福祉施設等と連携した、効果的な福祉教育の実践に取り組みます。

②福祉意識啓発の充実 【推進主体：学校教育課、保健福祉課、こども課】

- 子ども達への福祉教育の実践を通して、地域への福祉意識の浸透を図るために、福祉教育の目的や取り組みについて、地域への周知の強化を図ります。
- 地域のイベントや国が定める高齢者、障がい者、児童等の福祉啓発期間においては、高齢者や障がい者、子育て世帯への理解が深まり、地域福祉への関心が高まるよう、地域の福祉(福祉課題を含む)に関する情報発信、講話や講演会の開催、高齢者や障がい者との交流などに取り組みます。

※ノーマライゼーション：障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。また、それに向けた運動や施策なども含まれます。

③男女共同参画の推進 【推進主体：企画財政課】

○あらゆる分野で男女が共に知恵と力を出し合えるよう、男女共同参画の意識を高めていきます。

○女性の役職登用や方針決定の場への参画を積極的に推進するなど、男女共同参画の環境づくりを進めます。

④人権教育・啓発の推進 【推進主体：総務課】

○住民一人ひとりの基本的な人権が保障され、相手を思いやり、お互いを大切にする意識の浸透を図るために、人権擁護委員と連携し、学校や家庭、地域における人権に関する教育・啓発の推進に取り組み、人権尊重への理解を深めます。

《 社会福祉協議会が取り組むこと 》

①福祉教育の推進

○住民の社会福祉に対する理解を深め、地域福祉活動への積極的な参加を得るためには福祉教育の取組みは重要です。特に次代を担う子ども達に対する福祉教育をとおして思いやりの心を育み、ノーマライゼーションの理念の浸透を図ることで、年齢や性別、障がいの有無に関わらず誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを推進します。

②福祉意識の高揚

○ともに支えあい・たすけあう地域づくりを進める上で社会福祉への関心・理解を深めることは重要です。障がい者や高齢者にとって住みよい地域や安心して子育てができる社会について、共に考える機会を確保し、住民参加による地域活動の展開を目指して福祉意識の高揚を図ります。



学校教諭等福祉研修会

●●● 住民・関係団体等・福祉サービス事業者に期待すること ●●●

<住民>

- ・子どものいる家庭では福祉や福祉教育について話し合う機会をつくりましょう。
- ・「ノーマライゼーション」の理念や「共生社会」の考え方を知りましょう。
- ・広報紙などに目を通し、地域の福祉事情に関心を持ちましょう。
- ・高齢者や障がい者との交流の場に参加し、理解を深めましょう。
- ・福祉や人権に関する講演会などに参加し、相手を思いやる心や互いに認め合い大切にする意識を持ちましょう。
- ・男女が協働した地域づくりを推進するために、男女共同参画の意識を持ちましょう。

<関係団体等>

- ・福祉教育の取り組みに必要な協力を行いましょう。
- ・行政や社協と連携・協力し、住民の福祉意識や人権意識を高める取り組みを推進しましょう。
- ・男女共同参画の視点に立った地域活動を推進しましょう。

<福祉サービス事業者>

- ・福祉教育の取り組みに積極的に協力しましょう。
- ・行政や社協及び地域と連携・協力し、障がい者や高齢者への理解を深めるための取り組みを企画・実施しましょう。
- ・職員の人権意識の向上を進めましょう。

[主な推進事業]

推進事業名	スケジュール					推進主体
	H26	H27	H28	H29	H30	
①福祉教育の推進						学校教育課 社協
②福祉意識啓発の充実						学校教育課 社協
③男女共同参画の推進						企画財政課
④人権教育・啓発の推進						総務課
⑤職員等による出前講座の実施						社協
⑥学校教諭等福祉研修会の開催						学校教育課 社協

[評価指標と目標値]

評価指標	指標根拠	単位	現状値	目標値
			平成 25 年度	平成 30 年度
①福祉に非常に関心がある	アンケート調査	%	15.4	30.0
②福祉教育連絡会	社協実績	回	1	3
③職員等による出前講座の実施	社協実績	回	3	6

(4) ボランティア活動の推進・関係団体等への支援

[基本方針]

安心して住みよい地域社会を構築していくには、地域の福祉課題に対する公的な取り組みとともに、ボランティア活動への期待が高まっています。住民一人ひとりができる範囲で主体的に周りの人への支援や地域に貢献できる活動に取り組んでいけるよう、ボランティアを担う人材の養成やボランティア活動の活性化を推進します。

また、地域で福祉活動を展開する団体・NPO等についても地域福祉を推進する上で、密接に連携していく必要があり、それぞれの活動の充実が図られるよう支援していきます。

《 行政が取り組むこと 》

①ボランティア活動の推進支援 【推進主体：こども課】

- 社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動やボランティアを必要とする地域のニーズを、広報紙等により地域に発信することで、ボランティアに関する情報提供の充実とともに、活動への参加促進を図ります。
- 社会福祉協議会によるボランティアを担う人材の養成や活動の斡旋等、ボランティア活動の活性化への取り組みを支援します。
- より多くの住民がボランティア活動に参加できるよう、地域の人と人のつながりを通して、ボランティア活動への参加呼びかけや活動の仲間づくりなど、参加しやすい環境づくりを促します。

②福祉関係団体等への支援 【推進主体：保健福祉課、こども課】

- 地域福祉の推進に関わる団体やNPO等について、それぞれの活動の充実を図るために、社会福祉協議会と連携した必要な支援を行います。
- 民生委員・児童委員については、活動の充実が図られるよう役割や活動内容等について、地域への周知を図るとともに、社会福祉協議会がすすめる福祉協力員の配置など、民生委員・児童委員をサポートする人材の確保を支援します。また、定数確保に努めるとともに、研修等を通じた資質向上を図ります。



手話講座

《 社会福祉協議会が取り組むこと 》

① ボランティア活動の推進

○地域における様々な福祉課題の解決に取り組むにはボランティアの参加は必要不可欠であるものの、その人材の育成・確保が重要な課題となっており、各種養成講座を実施して育成・確保に努めます。また、ボランティア活動への参加をととして社会福祉への理解を深めつつ、生きがいや健康づくりとしての効果も期待できることから、ボランティアセンター運営事業を実施し、ボランティアコーディネート機能の充実強化をととしてボランティア活動の推進を図ります。

② 福祉団体の支援

- 老人クラブなどの当事者団体の活動をととして親睦・交流や社会参加促進の取組みが行われており、それらの活動の活性化が活力ある地域づくりに欠かせないことから、福祉団体に対する活動助成金の交付や団体事務などの支援を行います。
- 地域福祉の推進においては民生委員・児童委員活動は欠かすことはできず、密な連携が重要です。その民生委員・児童委員が安心して活動できるよう事務局を担うとともに、研修会への参加支援、福祉協力員との連携を進めるなどにより、民生委員・児童委員との協働体制を構築します。

③ ボランティア団体、企業、NPOとの連携

- 地域福祉推進に関わる団体やNPO等も増加し、活発に活動が展開されており、これらの団体と協働して福祉のまちづくりに取り組むとともに、必要な支援をととしてネットワークの構築に取り組みます。

●●● 住民・関係団体等・福祉サービス事業者に期待すること ●●●

<住民>

- ・地域に貢献することを役割の一つとして捉え、ボランティアに関心を持ち自分ができる活動を考え、実践してみましょう。
- ・広報紙等から地域のボランティア活動の様子やボランティアを必要とするニーズを把握し、参加について前向きに考えてみましょう。
- ・ボランティアに関する相談や情報を知りたい時は社協に聞いてみましょう。
- ・ボランティア講習会などに参加し、意識を高めましょう。
- ・一人で参加することが難しい時は、一緒に参加できる仲間をつくりましょう。
- ・ボランティア活動に参加する時には、身近な人にも参加への声かけをしましょう。
- ・民生委員・児童委員の活動に対する理解を深め、活動に対する必要な協力を行きましょう。
- ・地域の福祉を推進する団体や組織等に対し、必要な支援・協力を行きましょう。

<関係団体等>

- ・行政や社協と連携し、ボランティアを必要とする地域のニーズを発信し、住民の参加を促しましょう。
- ・各種団体や組織及び事業所等では、地域貢献も役割の一つとして捉え、自分達ができる活動を考え実践してみましょう。
- ・地域福祉を推進する各種団体やNPO等の活動がより効果的に進められるよう、相互に連携・協力していきましょう。

<福祉サービス事業者>

- ・日頃の活動の中で、必要とするボランティアニーズの発信とボランティア活動への住民の参加を促しましょう。
- ・ボランティア講習会などの機会を設けましょう。
- ・地域のボランティア活動に対し、できることは支援・協力していきましょう。

[主な推進事業]

推進事業名	スケジュール					推進主体
	H26	H27	H28	H29	H30	
①福祉関係団体等への支援						保健福祉課 こども課 社協
②10代のボランティア研修会の開催						社協
③ボランティア養成講座の開催						社協
④ボランティアセンター機能の充実						社協
⑤ボランティア団体、企業、NPOとの連携						社協
⑥民生委員・児童委員活動の支援						こども課 社協

[評価指標と目標値]

評価指標	指標根拠	単位	現状値	目標値
			平成25年度	平成30年度
①ボランティア活動に参加した割合	アンケート調査	%	36.5	40.0
②民生委員・児童委員の充足率	町実績	%	77.3	100.0

基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり

(1) 相談支援の充実

[基本方針]

地域で安心して暮らしていくには、生活する上で困っていることや不安を気軽に相談することができ、相談を通して必要な援助が受けられることが求められます。そのため、地域の相談員や相談窓口及び相談に対する守秘義務について周知徹底を図るとともに、適切な相談支援を行うために、相談員や相談窓口の職員等の資質向上を図ります。また、関係機関や専門機関との連携を図り、ニーズに対応した専門性の高い相談支援を推進するなど、相談支援機能の充実を図ります。

《 行政が取り組むこと 》

①相談窓口の周知と利用啓発 【推進主体：こども課、保健福祉課】

○民生委員・児童委員、社会福祉協議会、子育て支援センター、各保育所(園)、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業者、児童家庭相談員など地域の各種相談窓口について、町の広報紙やホームページ等で継続的に発信し、周知徹底を図ります。

また、相談することの大切さや相談内容の守秘義務についても、あらゆる手段・機会を通して啓発を行います。

○地域で相談しづらいと考える住民については、電話やメールなどによる相談を受けるほか、適切な方法により相談につながる仕組みづくりに取り組みます。

②相談支援体制の充実 【推進主体：こども課、保健福祉課】

○質の高い相談支援が受けられるよう、研修等により相談担当者の相談援助の知識や技術の向上を図ります。また、ケースに応じて地域の相談窓口間の連携や関係機関、専門機関、コミュニティソーシャルワーカー等と連携した支援を行います。

○相談に訪れることが困難な人に対応するため、訪問による相談支援を推進します。

○障がい者については、相談支援を効果的に実施するために「南風原町障がい者自立支援協議会」の活動の充実を図るとともに、現在の相談支援体制の強化を図るために、「基幹相談支援センター※」の設置に取り組みます。また、引続き町の障がい者福祉担当課窓口到手話通訳を設置します。

※基幹相談センター：身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の相談支援に関する業務を総合的に行うことにより、現在の相談支援体制の強化を図ることを目的としています。

具体的な役割としては、総合的な相談や専門的な相談支援を行うほか、支援困難なケースへの対応、地域の相談支援事業所間の調整、障がい者に対する虐待防止や権利擁護、地域移行・地域定着に関して、入所施設や精神科医療機関への働きかけ、地域の受け入れ体制の整備に係るコーディネートなどがあります。

《 社会福祉協議会が取り組むこと 》

①福祉総合相談事業の推進

- 住民の日常生活上の心配ごとに対し、相談・支援を行うふれあい福祉相談室(一般相談、専門相談)を継続実施し、住民の生活の安定に向け支援を図ります
- 必要とする住民に周知されるよう随時広報に努めるとともに、行政や関係機関と連携を図り、より解決力の高い相談室を目指します。

②相談支援体制の充実・強化

- 課題を抱える住民を総合的に支援するため、ふれあい福祉相談室の充実を図るとともに、支えあうまちづくり事業、在宅介護支援センター事業等をとおして積極的に地域に出向き、福祉課題の把握に努め、問題解決に向け公的サービス、インフォーマルサービス※を効果的につなげ地域で安心して暮らせるよう支援体制を強化します。

③相談機関等の情報共有と連携強化

- 住民の悩みに対して「ワンストップ」で受け止める体制をつくるためには、関係機関との連携が不可欠です。相談機関連絡会をとおして関係機関等の相談・支援ネットワークの構築に努めます。

④住民相互支援体制の充実

- 社会福祉協議会の「まちづくりサポートセンター」と町の「南風原人材サポートセンター」は、いずれも支援を受けたい人と支援を行いたい人を結びつける機能を持つものであることから、住民相互の支援体制の充実が図られるよう、両センターの統合化について町と必要な調整を行います。



子育てサロン

※インフォーマルサービス：家族、近隣、ボランティアなどによる制度化されていない支援のことをいう。

●●● 住民・関係団体等・福祉サービス事業者に期待すること ●●●

<住民>

- ・相談することの大切さについて、理解を深めましょう。
- ・地域の様々な相談窓口を知り、困った時は進んで相談窓口を利用しましょう。
- ・身近に困っている人がいたら、相談窓口の利用を進めてみましょう。

<関係団体等>

- ・相談することの大切さについて、地域に啓発しましょう。

<福祉サービス事業者>

- ・日頃からサービス利用者に対し、困っていることはないか聞いてみましょう。
- ・困りごとのある利用者がいれば、利用者の了解のもと、地域の相談窓口やコミュニティソーシャルワーカー等と連携した支援を行いましょう。

[主な推進事業]

推進事業名	スケジュール					推進主体
	H26	H27	H28	H29	H30	
①包括的支援事業(総合相談支援事業)						保健福祉課
②障がい者相談支援事業						保健福祉課
③基幹相談支援センター設置・運営	設置					保健福祉課
④手話通訳設置事業						保健福祉課
⑤地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)						こども課
⑥福祉総合相談事業						社協
⑦相談機関連絡会の開催	2回/年	2回/年	2回/年	2回/年	2回/年	社協
⑧在宅介護支援センター運営事業						保健福祉課 社協
⑨支えあうまちづくり事業 (まちづくりサポートセンター)						社協

[評価指標と目標値]

評価指標	指標根拠	単位	現状値	目標値
			平成25年度	平成30年度
①相談窓口(相談員)を利用した	アンケート調査	%	26.8	50.0
②まちづくりサポートセンター提供会員	社協実績	人	80	100

(2) 情報提供の充実

[基本方針]

住民が自ら利用したいサービスや制度を選択できること及び主体的な福祉活動への参加促進が図られるためには、サービスや活動等に関する情報が得やすいことが重要となります。そのため、これまでの情報提供の充実に図るとともに、必要な時に、必要な情報がいつでも入手できる仕組みづくりに取り組みます。また、障がいなど個人の特性に配慮した情報提供を進めます。

《 行政が取り組むこと 》

①情報提供の充実 【推進主体：こども課、保健福祉課、総務課、企画財政課】

- 保健・福祉・医療に関する公的サービスや制度とともに、社会福祉協議会が提供するサービスや活動及び住民参加の福祉活動、ボランティア活動等について、町の広報紙やホームページ、チラシ、パンフレット、マスコミの活用等によりわかりやすい情報提供の充実に取り組みます。
- 自治会等と連携し、町及び社会福祉協議会の広報紙の世帯への配布率の向上を図ります。
- 地域の組織や団体等の要請に基づき、サービスや制度について周知を図るための場や機会を確保します。
- 町のホームページについては、今後も文字の大きさや背景色の変更、音声による情報提供など、誰もが情報を入手しやすいものとし、更なる利便性の向上に取り組みます。また、文字による情報の入手が困難な方については、広報紙等の内容を音声で提供する「声の広報発行事業」を今後も推進するほか、情報の受け手の特性に合わせた情報のバリアフリーに取り組みます。

②相談窓口間の連携 【推進主体：こども課、保健福祉課】

- 地域の保健・福祉・医療等に関わる情報の入手について、地域のどの相談窓口に問い合わせても必要な情報が得られるよう、相談窓口間のネットワークを密にし、個人情報の保護に配慮した上で、相互に連携・協力した情報提供に取り組みます。

③相談員の資質向上 【推進主体：関係各課】

- 各種相談員や相談窓口担当者について、研修や相談機関連絡会等への参加を通して、資質向上を図ります。

《 社会福祉協議会が取り組むこと 》

①情報提供の充実

○福祉への理解と関心をより深めてもらうため、広報紙「ちむぐくる」の発行やホームページ等を含めた多様な媒体を活用した、情報提供の充実に取り組みます。

●●● 住民・関係団体等・福祉サービス事業者に期待すること ●●●

＜住民＞

- ・ 普段から地域の広報紙やマスコミ等の福祉に関する情報に目を通しましょう。
- ・ 知りたい情報については、各種相談窓口に問い合わせましょう。
- ・ インターネットを利用した福祉情報の収集に親しんでみましょう。
- ・ 地域情報の提供が個人にとって適切でない場合は、行政に働きかけましょう。

＜関係団体等＞

- ・ 福祉サービスや制度について、説明会等の必要があれば、行政や福祉サービス事業者等に働きかけましょう。
- ・ 自治会及び各種団体等は自らの活動について、地域への情報発信を行いましょう。
- ・ 町や社協の広報紙が全ての世帯に配布されるよう、協力しましょう。

＜福祉サービス事業者＞

- ・ サービスの内容や活動、運営体制等について情報を発信しましょう。
- ・ 福祉サービスや制度の説明会等の開催に協力しましょう。



福祉まつり（福祉施設団体舞台発表）

[主な推進事業]

推進事業名	スケジュール					推進主体
	H26	H27	H28	H29	H30	
①広報・広聴事業	→					総務課
②まちづくり出前講座	→					企画財政課
③社協だより「ちむぐくる」の発行	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年	社協
④「福祉のしおり」の作成・配布	作成 2,500部	制度等の内容の変更に応じて適宜発行				社協
⑤福祉まつりの開催(隔年開催)	開催		開催		開催	こども課 社協
⑥社会福祉大会の開催(5年ごと開催)		第6回 大会開催				こども課 社協
⑦福祉月間・週間の啓発	→					保健福祉課 こども課 社協
⑧声の広報等発行事業	→					保健福祉課 社協

[評価指標と目標値]

評価指標	指標根拠	単位	現状値	目標値
			平成25年度	平成30年度
①町の広報紙の世帯配布率(毎月)	アンケート調査	%	77.7	88.0
②社協の広報紙の世帯配布率(毎月)	アンケート調査	%	55.9	77.0
③声の広報等発行事業(利用者)	社協実績	人	15	25



町広報紙、社協だより

(3) 福祉サービスの向上

[基本方針]

誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるように、地域の福祉ニーズを勘案したサービスの基盤整備を進めるとともに、地域の福祉ニーズに対し、単一のサービスのみで対応するだけではなく、関係機関やサービス事業者等が連携した、包括的な支援が提供できる体制の充実を図ります。また、サービス利用者が自らサービスを選択し、安心して利用できるよう利用者本位のサービス提供に取り組みます。

《 行政が取り組むこと 》

①サービス基盤の整備推進 【推進主体：こども課、保健福祉課】

- 高齢者、障がい者、子育て支援等にかかわる公的サービスについて、本町の実情を勘案して各種法制度に基づく必要なサービスの量的整備を進めます。また、必要に応じて町独自のサービスの創出に取り組みます。
- ボランティア団体やNPO等民間が提供するサービスについて、地域の実情を踏まえた上で必要な支援を行います。

②関係機関等が連携した包括的な支援の推進 【推進主体：こども課、保健福祉課】

- 要支援者の生活実態や心身の状態に即した、適切なサービスが総合的に提供され、地域で暮らし続けていけるよう高齢者、障がい者、子育て支援等にかかわる保健・福祉・医療等の各分野の専門機関、サービス事業者等との連携及び地域のインフォーマルサービスとの連携などにより、包括的なサービス提供が可能な体制を構築します。また、必要に応じて教育、就労、住宅、交通、生活環境など他の生活関連分野との連携を図ります。
- そうした体制作りに向けて、高齢者については介護、介護予防、医療、住まい、生活支援の5つのサービスを切れ目なく提供するための「地域包括ケアシステム」の推進に取り組みます。また、障がい者については「南風原町障がい者自立支援協議会」、子育て支援については、「南風原町次世代育成支援対策地域協議会」の機能強化を図ります。

③サービスの質の向上 【推進主体：こども課、保健福祉課】

- 福祉サービス利用者の人格が尊重され、利用者本位の質の高いサービスが提供されるよう、サービス従事者の専門的な知識や技術を高めていくとともに、人権に対する感性を磨くための勉強会や研修等への参加促進を働きかけます。
- 福祉サービス事業者に対し、サービス利用者の満足度を高めることや利用者の権利を守るために、サービス利用者のサービスへの不満や疑問に対し、適切に対応できる体制(苦情解決体制)が整備されているか確認し、必要に応じて体制整備に向けた取り組みを指導します。

また、サービス事業者がサービス利用者の不満や疑問を解決するための制度や仕組みについて地域への周知を図り、利用者及びその家族等が相談しやすい環境となるよう指導します。

- サービス事業者が自らのサービスの質の確保と向上に向けた、自己評価の取り組みが実施されるよう、必要な指導を行います。また、必要に応じて第三者評価の有効性を啓発していきます。

④移動支援の推進 【推進主体：保健福祉課】

- 高齢者外出支援サービス事業、障がい者の移動支援事業(日常生活支援、社会参加支援のためのヘルパー派遣)を引続き推進するとともに、社会福祉協議会による巡回福祉バスの運営を支援します。

《 社会福祉協議会が取り組むこと 》

①在宅生活を支える福祉サービスの充実

- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、福祉サービスの充実が必要不可欠であり、住民の福祉ニーズに応える福祉サービスの提供が求められています。
引き続き在宅福祉サービス事業を実施し、社協各部門及び行政、関係機関と連携し予防から生活支援まで、切れ目ないサービスの提供体制の構築を目指します。

②福祉サービスの質の向上

- 社協が提供する福祉サービスについて、利用者の満足度を把握するためのアンケートを実施し、利用者の視点に立った効果的・効率的事業運営に努めます。
- 社協が提供する福祉サービスに関する苦情について、適切な対応を行うため体制を整え
るとともに、苦情申し立てがしやすくなるよう、事業の趣旨や仕組みを広報誌等で周知
するなど、環境づくりに努めます。

③移動支援の推進

- 行政と連携を密にし、高齢者外出支援サービス事業を引き続き実施し、車いす利用者の通院移動の支援を行います。また一般高齢介護予防通所事業(ミニデイサービス)及び高齢者サロン参加促進のため、参加に送迎が必要な方の支援を行います。

④介護保険事業及び障害福祉サービスの検討

- 社協が提供する介護保険事業及び障害福祉サービス事業については、現在町内に多くの事業者が参入している現状を踏まえ、事業の継続または廃止等について検討を行います。

●●● 住民・関係団体等・福祉サービス事業者に期待すること ●●●

<住民>

- ・サービスの利用に苦情や意見があれば、相談窓口を利用しましょう。
- ・住民参加の福祉サービスに積極的に参加しましょう。
- ・サービスの利用にあたっては福祉サービス事業者の情報を把握し、事業者を選択しましょう。
- ・新たな住民参加のサービスについて提案しましょう。

<関係団体等>

- ・地域で必要な公的サービスの整備について、行政に伝えましょう。

<福祉サービス事業者>

- ・職員の資質向上を進めましょう。
- ・行政や地域と連携した包括的な支援の推進に参加・協力しましょう。
- ・苦情解決のための窓口の設置や利用者及びその家族への窓口の周知を進めましょう。
- ・事業運営について自己評価や第三者評価の仕組みを整えましょう。

[主な推進事業]

推進事業名	スケジュール					推進主体
	H26	H27	H28	H29	H30	
①高齢者保健福祉計画の策定・推進	→見直し 策定		推進	→見直し 策定	→推進	保健福祉課
②障がい福祉計画の策定・推進	→見直し 策定		推進	→見直し 策定	→推進	保健福祉課
③次世代育成支援行動計画の推進	→					こども課
④子ども・子育て支援事業計画の策定・推進	策定		推進			こども課
⑤栄養改善事業					→	保健福祉課 社協
⑥高齢者外出支援サービス事業					→	保健福祉課 社協
⑦ふれあいコールサービス事業					→	保健福祉課 社協
⑥軽度生活援助事業					→	保健福祉課 社協
⑦家族介護者支援事業					→	保健福祉課 社協
⑧福祉機器リサイクル事業					→	保健福祉課 社協
⑨ファミリーサポートセンター運営事業					→	こども課 社協
⑩介護サービスの提供			検討	→	→	保健福祉課 社協

[評価指標と目標値]

評価指標	指標根拠	単位	現状値	目標値
			平成 25 年度	平成 30 年度
①栄養改善事業(実利用者)	社協実績	人	45	60
②高齢者外出支援事業(実利用者)	社協実績	人	通院 10 サロン 30	通院 20 サロン 40
③ふれあいコールサービス事業(実利用者)	社協実績	人	10	25
④軽度生活支援事業(実利用者)	社協実績	人	12	15



高齢者外出支援サービス事業



軽度生活支援事業

(4) 生活困窮世帯等への支援

[基本方針]

生活困窮の状況に陥った者が、地域社会から孤立することなく、日常生活を営み自立していけるよう必要な支援を行います。また、経済的な理由により、必要とする保健・福祉・医療・保育・教育等のサービスが受けられない、利用を差し控えるといったことがないよう、低所得世帯に配慮した支援を行います。

《 行政が取り組むこと 》

①生活保護制度の適正実施 【推進主体：こども課】

- 生活困窮世帯への経済的な支援を行い、生活の安定を図るために、県と連携した生活保護制度の適正な運用を推進します。
- 生活保護受給者の自立に向け、県のケースワーカーとの連携のもとで必要な相談支援を行います。

②低所得者への支援の推進 【推進主体：こども課、保健福祉課、教育総務課、国保年金課】

- 低所得世帯に対し保健・福祉・医療等のサービス利用及び保育・教育機会の確保が図られるよう、各種制度に基づく利用者負担の軽減や減免について周知を図り、安心して適正に利用できるよう支援します。また、生活安定のための福祉資金の貸付についても周知を図ります。

③生活困窮者自立支援 【推進主体：こども課、教育総務課】

- 貧困の連鎖を防止するために、準要保護児童等の世帯が生活保護に陥らないよう、保護者に対する就労支援、養育支援、子どもの学習支援を県と連携して取り組みます。
- 平成27年4月1日より施行される新たな生活困窮者支援制度に基づき、県及びその他の関係機関等と連携し、生活困窮者の状況に応じた必要な支援に取り組みます。

《 社会福祉協議会が取り組むこと 》

①低所得世帯に対する支援

- 経済不況が続く中、失業、疾病、低収入等生活不安を抱える世帯は増加しており、要援護世帯の生活を支えるセーフティネットとしての貸付事業を実施、相談から貸付まで迅速に対応し安心して日常生活を維持・改善できるよう支援します
- 町内の低所得世帯の方が、あたたかい気持ちで新年を迎えることができるよう、住民に募金を呼びかけ、区長・自治会長、民生委員・児童委員の協力を得て対象世帯に激励金を支給します

②生活困窮者の自立支援の推進

○生活困窮世帯は複雑な課題を抱えている場合が多く、個人の事情・状況を受け止め、求人情報の提供や職業訓練の情報提供等の就労支援や家計管理の支援、他継続的・総合的に相談対応し、生活の更生に向けた支援に努めます

●●● 住民・関係団体等・福祉サービス事業者に期待すること ●●●

<住民>

- ・生活困窮の状況に陥ったら、民生委員・児童委員や行政に相談しましょう。
- ・支援を受けていても、自立に向けて努力しましょう。
- ・身近に生活困窮と思われる人がいれば、個人のプライバシーに配慮した上で、民生委員・児童委員や行政に伝えましょう。
- ・サービスの利用や保育・教育を受ける際の負担額の減免等について、周知しておきましょう。
- ・相談窓口や生活福祉資金の貸付けについて、周知しておきましょう。

<関係団体等>

- ・低所得世帯が地域から孤立することがないように、見守りや日常生活等の支援を行いましょう。

<福祉サービス事業者>

- ・経済状況に応じたサービス利用の負担額の減免等について、利用者やその家族に周知を図りましょう。
- ・経済的な相談に応じ、関係機関と連携した必要な支援を行いましょう。

[主な推進事業]

推進事業名	スケジュール					推進主体
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	
①就学奨励事業						教育総務課
②母子父子家庭医療費助成事業						こども課
③生活福祉資金貸付事業						社協
④助け合い金庫貸付事業						社協
⑤歳末たすけあい募金による年末激励金の支給						社協
⑥福祉総合相談事業の推進(再掲)						社協

(5) 権利擁護の充実

[基本方針]

認知症等により判断力が十分でない人が権利を侵害されることなく、自分らしく安心して暮らしていけるよう、権利擁護のための制度等の周知と制度利用のための支援を行います。また、障がい者の人権尊重と権利擁護を進めていくために、「障害者基本法」に基づく差別の禁止等の考え方の普及を図ります。

さらに、高齢者、障がい者、児童等への虐待及びDVの防止に関して、適切に対応できるような体制の充実を図ります。

《 行政が取り組むこと 》

①権利擁護のための制度等の利用支援 【推進主体：保健福祉課】

- 認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人を保護し、その権利を守るために、財産管理や身上監護を本人に代わって行う成年後見制度について周知を図り、必要に応じて利用を促します。
- 成年後見制度の利用において、申立て人がいない場合や成年後見人等への報酬費の支払いが困難な場合等においては、「成年後見制度利用支援事業」による利用支援を行います。
- 社会福祉協議会が窓口となって提供される「日常生活自立支援事業」、「日常的金銭管理支援事業」について連携をとり情報提供を行います。

②障がい者の権利擁護に関する啓発 【推進主体：保健福祉課】

- 「障害者基本法」における障がい者への差別禁止や「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会条例(共生社会条例)」について地域への理解啓発を進めます。

③虐待等防止対策の推進 【推進主体：保健福祉課、こども課、企画財政課】

- 高齢者、障がい者、児童への虐待及びDVの早期発見・早期対応を図るために、住民への虐待に関する知識の普及啓発を図るとともに、虐待等に関する相談窓口や通告義務について周知を図ります。
- 被虐待者及びDV被害者の保護並びに養護者等への適切な支援等について、迅速かつ的確に対応していけるよう、「南風原町要保護児童等対策地域協議会」において警察や学校、福祉保健所、児童相談所、福祉施設及びその他関係機関等との密接な連携を図り、組織的に対応していきます。

《 社会福祉協議会が取り組むこと 》

①金銭管理等日常生活の支援

○安全で安心した生活を送るためには、一人ひとりの人権が尊重されなければなりません。
判断能力が低下した住民が安心して在宅生活が継続できるよう「日常的金銭管理支援事業」等による支援を行います。

●●● 住民・関係団体等・福祉サービス事業者に期待すること ●●●

<住民>

- ・権利擁護のための制度や事業について周知しておきましょう。
- ・「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」における障がい者への差別禁止について理解を深めましょう。
- ・虐待やDVの発見又は疑いがあると考えられる場合は、関係機関に通報しましょう。

<関係団体等>

- ・権利擁護のための制度や事業の地域への周知を図るために、学習会等を開催しましょう。

<福祉サービス事業者>

- ・権利擁護のための制度等について、サービス利用者及び家族・親族等への周知を図りましょう。
- ・職員の権利擁護意識の向上を推進しましょう。

[主な推進事業]

推進事業名	スケジュール					推進主体
	H26	H27	H28	H29	H30	
①成年後見制度利用支援事業						保健福祉課
②地域包括支援センター事業(権利擁護)						保健福祉課
③障がい者相談支援事業(権利擁護)						保健福祉課
④南風原町要保護児童等対策地域協議会						こども課
⑤日常生活自立支援事業						社協
⑥日常的金銭管理支援事業						社協

[評価指標と目標値]

評価指標	指標根拠	単位	現状値	目標値
			平成 25 年度	平成 30 年度
①日常生活自立支援事業(利用世帯)	社協実績	世帯	1	5
②日常的金銭管理支援事業(利用世帯)	社協実績	世帯	10	20

（６）生きがいつくり推進

〔基本方針〕

年齢や障がいの有無に関わりなく、誰もが日常生活や社会生活において、様々なことに主体的に取り組むことにより、生きがいを持ち心豊かに暮らしていけるよう、生涯学習の振興等住民の自己実現を支援します。また、社会活動、自立生活等を支援するために、より柔軟な移動支援が可能な体制づくりに取り組みます。

《 行政が取り組むこと 》

①生涯学習の振興 【推進主体：生涯学習文化課】

○誰もが気軽に参加し学ぶことができるよう、生涯学習(学習、趣味、スポーツ等)の環境づくりを進めるとともに、住民の学習、趣味、サークル、スポーツ活動及び伝統・文化活動等多様な取り組みを支援します。また、そうした活動の成果を発揮できる機会を確保します。

②高齢者の生きがいつくり支援 【推進主体：保健福祉課、生涯学習文化課】

○「高齢者サロン」や老人クラブの活動を支援するほか、高齢者が参加するスポーツ大会の開催、子どもとの世代間交流などの取り組みを推進します。

③障がい者の生きがいつくり支援 【推進主体：保健福祉課】

○障がい者の「音楽サークル」の活動を推進するほか、「沖縄県身体障害者スポーツ大会」への参加支援、社協が実施する「障がい者スポレク交流事業」や「障がい者パソコン教室」などへの必要な支援を行います。また、その他の生きがい活動支援するほか、障がい者のニーズを踏まえた新たな生きがいつくりの創出に取り組みます。

○障がい者の就労を支援する事業所(就労移行支援事業所・就労継続支援事業所)や関係機関及び地域の一般事業所等と連携し、障がい者の一般就労への移行を促進します。



公民館サークル（瑞穂大正琴の皆様）

《 社会福祉協議会が取り組むこと 》

①生きがいと社会参加の促進

- 住み慣れた地域でいつまでも暮らしつづけるためには、健康で生きがいのある生活をおくることはもちろん、高齢者や障がい者の社会参加が図られ、いきいきと暮らすことのできるまちづくりが重要です。
- 一般高齢介護予防通所事業(ミニデイサービス)については、小地域福祉ネットワーク独自活動の「高齢者サロン」とともに、開催回数を増やし、全地域での毎週開催をめざします。また、レクリエーション講習会や介護予防に関する情報の提供など、ボランティアの活動の幅を広げるための取り組みを行います。
- 高齢者健康づくり推進事業については、健康づくりの効果が期待できるため、実施回数を増やすなど充実・強化に努めます。
- 障がいの有無に関わらず、様々な交流の機会を提供し、地域住民が「障がい」について理解を深め、障がいのある方への社会参加促進を図ります。

●●● 住民・関係団体等・福祉サービス事業者に期待すること ●●●

＜住民＞

- ・自らの技術や経験を活かし、生きがいを追及しましょう。
- ・何事にも関心をもち、趣味や生きがいを見つけるようにしましょう。
- ・障がいなどがあっても、必要な支援を利用しながら、自分らしい生き方にチャレンジしましょう。

＜関係団体等＞

- ・個人の豊かな知識や経験、技術及び趣味や特技等を地域づくりに活かしましょう。

＜福祉サービス事業者＞

- ・利用者の生きがいづくりの創出や趣味活動等の支援に取り組みましょう。



ミニデイサービス利用者交流会

[主な推進事業]

推進事業名	スケジュール					推進主体
	H26	H27	H28	H29	H30	
①公民館講座事業						生涯学習文化課
②各種スポーツ教室						教育総務課
③各種スポーツ大会						保健福祉課 教育総務課
④本人活動支援事業(音楽サークル)						保健福祉課
⑤一般高齢介護予防通所事業(地域型) (ミニデイサービス)						保健福祉課 社協
⑥高齢者健康づくり推進事業	16 力所	16 力所	16 力所	17 力所	17 力所	社協
⑦障がい者の社会参加の促進	3 回/週	3 回/週	3 回/週	5 回/週	5 回/週	社協

[評価指標と目標値]

評価指標	指標根拠	単位	現状値	目標値
			平成 24 年度	平成 30 年度
①一般高齢介護予防通所事業(地域型) (ミニデイサービス)	社協実績	箇所	16	17
		実人数	410	480
②高齢者健康づくり推進事業	社協実績	回/週	3	5
		実人数	243	360



高齢者健康づくり推進事業

(7) 健康づくり推進

[基本方針]

健康上の問題で日常生活が制限されることなく、いつまでもいきいきと自分らしく暮らしていけるよう、生涯にわたる健康づくりを推進する観点から、子どもから高齢者まで全てのライフステージで、それぞれの健康課題に対応した健康づくりを推進します。

《 行政が取り組むこと 》

①健康への意識啓発 【推進主体：国保年金課、保健福祉課】

○住民一人ひとりが健康の大切さを自覚し、進んで健康診査を受けるとともに、生涯にわたり健康増進に努めることができるよう、町の広報紙やホームページ、パンフレット、チラシ等の広報手段及び住民が集まる機会などを活用して、健康づくりへの啓発を行うとともに、必要な知識の普及啓発を行います。

②受診勧奨と保健指導の強化 【推進主体：国保年金課、保健福祉課】

○妊婦健康診査、乳幼児健康診査、特定健康診査等必要な時期に必要な健康診査等を受けるよう受診勧奨を行い、診査結果に基づき必要な保健指導等の強化を進めます。

○妊娠期を含むすべてのライフステージを通して、栄養・食生活、身体活動・運動、飲酒、喫煙、歯・口腔の各分野からみた、生活習慣の改善や生活習慣病の発症予防、重症化予防に重点を置いた保健活動を推進します。また、こころの健康づくりについても関係機関等連携した、相談支援の充実に取り組みます。

③個人の健康を支える環境づくり 【推進主体：国保年金課、保健福祉課】

○健康づくりは個人の取り組みが基本ですが、それだけで成し遂げることは難しい場合があります。周りからの支援が必要となります。家庭をはじめ、行政、医療機関、教育関連機関、各種団体、事業所など個人と関わりのある様々な主体が、個人の健康を気づかい、支えていける社会環境づくりに取り組みます。

○健康づくりに取り組みやすいよう、健康づくり教室の開催や運動・スポーツ環境の整備を進めます。

④健康長寿復活に向けた県との連携 【推進主体：国保年金課、保健福祉課】

○沖縄県の女性の平均寿命が全国首位から後退したことを受け、健康長寿復活を目指す県の取り組みと連携して、住民の健康長寿に向けた取り組みを推進します。

●●● 住民・関係団体等・福祉サービス事業者に期待すること ●●●

<住民>

- ・自分の健康は自分で守るという意識を持ち、定期的に健康診査を受けましょう。
- ・健康について気になることがあれば、保健担当窓口にご相談しましょう。
- ・健康診査の結果に基づく保健指導等を受け、必要な医療受診や生活習慣の改善に取り組みましょう。
- ・家族や親しい人に健康診査の受診勧奨を呼びかけましょう。
- ・ライフステージごとの心身の健康課題について、理解を深めましょう。
- ・治療の中断はしないようにしましょう。

<関係団体等>

- ・特定健康診査の地域の受診率向上に取り組みましょう。
- ・健康の大切さについて地域への意識啓発に取り組みましょう。
- ・一般事業所では従業員への健康診査の受診勧奨を行いましょう。また、個人の健康づくりを支援しましょう。
- ・住民が運動などの健康づくりに取り組める環境づくりを進めましょう。
- ・健康に関する勉強会などの開催に取り組みましょう。
- ・個人の健康づくりを支援する意識を持ちましょう。

<福祉サービス事業者>

- ・行政や地域と連携した健康に関する知識の普及に取り組みましょう。
- ・住民の健康づくりのために提供できる資源は、積極的に提供しましょう。

[主な推進事業]

推進事業名	スケジュール					推進主体
	H26	H27	H28	H29	H30	
①母子保健事業						保健福祉課
②特定健康診査等事業						国保年金課 保健福祉課
③住民健康診査事業						国保年金課 保健福祉課
④健康相談事業						保健福祉課
⑤予防接種事業						国保年金課 保健福祉課

[評価指標と目標値]

評価指標	指標根拠	単位	現状値	目標値
			平成 24 年度	平成 30 年度
①特定健康診査受診率	町実績	%	44.9	60.0
②特定保健指導実施率	町実績	%	62.4	65.0

基本目標3 安心・安全な人にやさしいまちづくり

(1) 快適で利用しやすい施設、住環境の整備推進

【基本方針】

年齢や障がいの有無等に関わりなく、誰もが社会の活動に参加し、社会の担い手としての役割を果たすことや生きがいを感じることができる環境を整えていくために、公共の建物や道路等が安全かつ快適に利用できるバリアフリーを推進します。また、初めから障壁を生み出さないよう、ユニバーサルデザインの考え方の普及啓発を図ります。さらに、住まいは、生活の基盤であることから、高齢者、障がい者に配慮した、快適な住環境の整備及び在宅生活の向上を支援します。

《 行政が取り組むこと 》

①公共施設の整備推進 【推進主体：まちづくり振興課、都市整備課】

- 新たに整備する道路や公共建築物、公園等について、引き続きバリアフリーに関する法律や「沖縄県福祉のまちづくり条例」等に基づく設置基準に従って、高齢者や障がい者等の円滑な利用に配慮したバリアフリーを推進します。
- 既存の公共施設については、高齢者、障がい者をはじめ、誰もが快適に安全に利用できるように、身体障がい者用トイレ、スロープ、手すり、エレベーターの設置等について、必要な整備を進めます。
- 歩道についても、段差解消や拡幅等快適で安全な歩行環境の整備を計画的に進めます。

②ユニバーサルデザインの普及啓発 【推進主体：まちづくり振興課、保健福祉課】

- より快適な地域の生活環境を整えるために、はじめからあらゆる方法で障壁を生み出さないようデザインすることも大切であり、その観点からユニバーサルデザインの普及啓発を推進し、高齢者や障がい者に限らず、子どもや乳幼児を連れた親子など誰もが快適に利用できる施設・設備等の整備を進めます。

③住環境・在宅生活の向上支援 【推進主体：保健福祉課、まちづくり振興課】

- 高齢者や障がい者の住まいのバリアフリーを進めるために、住宅改修費の補助を行います。また、社会福祉協議会による生活福祉資金の周知を行います。
- 在宅生活の向上を図るために高齢者については、介護保険における住宅改修や福祉用具の利用及び日常生活の自立支援や介護予防のために、高齢者日常生活用具給付等事業の利用促進を図ります。また、障がい者についても、地域生活支援事業における日常生活用具給付等事業による自立生活支援用具や住宅改修費等の利用促進を図ります。

●●● 住民・関係団体等・福祉サービス事業者に期待すること ●●●

<住民>

- ・ユニバーサルデザインについて理解を深めましょう。
- ・歩道への違法駐車や障害物の設置はしないようにしましょう。
- ・屋外での移動や施設等の利用で困っている障がい者等に対し、積極的に声をかけ、手助けしましょう。
- ・高齢者や障がい者の屋外での介助方法について理解を深めましょう。
- ・住宅のバリアフリーを望む高齢者や障がい者は、積極的に相談しましょう。

<関係団体等>

- ・バリアフリーやユニバーサルデザインを理解するための場をつくりましょう。
- ・職場や店舗等のバリアフリーを進めましょう。

<福祉サービス事業者>

- ・地域と連携し、専門的な立場からバリアフリーやユニバーサルデザインの理解浸透を行いましょ
- ・屋外での移動や施設等の利用で困っている障がい者への正しい支援(介助)方法について、地域への普及に取り組みましょ

[主な推進事業]

推進事業名	スケジュール					推進主体
	H26	H27	H28	H29	H30	
①都市公園事業						都市整備課
②道路整備事業						都市整備課
③ユニバーサルデザインの普及啓発						まちづくり振興課 保健福祉課
④日常生活用具給付等事業						保健福祉課
⑤住宅リフォーム支援事業						まちづくり振興課



バリアフリーに改修された神里ふれあい公園

（２）交通安全対策の推進

〔基本方針〕

事故のない安全で安心して外出できる交通環境を目指し、行政、関係機関・団体及び住民が一体となって地域の交通環境に対応した交通安全対策を推進します。

《 行政が取り組むこと 》

①交通安全運動の推進 【推進主体：総務課】

○交通安全意識と交通マナーの向上を図るために、関係機関・団体等が協働し、地域における交通安全運動を組織的・継続的に展開します。

②交通安全環境の点検・整備推進 【推進主体：まちづくり振興課】

○交通安全施設の点検や地域の要請に応じて、ガードレールやカーブミラー、横断歩道、信号機等の交通安全施設について、関連機関と連携した整備を進めるほか、通学路について、子ども等を交通事故から守る安全な道路環境づくりを推進します。

③交通安全教育・指導の推進 【推進主体：総務課、こども課、教育総務課】

○保育所(園)、幼稚園、学校における交通安全教育を推進するとともに、家庭や地域においても交通ルールや安全確認等について、子ども達に意識的に声かけをし、安全確保につながるよう啓発を行います。また、地域で行われている通学路横断歩道等での立哨など子どもの安全確保のための活動を支援します。



ランドセルカバー贈呈式



宮平保育所前信号機点灯式

●●● 住民・関係団体等・福祉サービス事業者に期待すること ●●●

<住民>

- ・子どもの登下校時における横断歩道での立哨に参加しましょう。
- ・交通事故の危険性が高い子どもの行動・遊びに対し、注意を促しましょう。
- ・家庭で交通安全について話し合いましょう。

<関係団体等>

- ・交通安全の意識啓発を進めましょう。
- ・各種団体では、団体加入者への交通安全指導の講習会等を開催しましょう。
- ・子どもの登下校時における横断歩道での立哨を推進しましょう。
- ・交通安全について子ども達に意識的に声をかけましょう。

<福祉サービス事業者>

- ・利用者への交通安全指導を行いましょう。
- ・職員の交通安全意識を高めましょう。

[主な推進事業]

推進事業名	スケジュール					推進主体
	H26	H27	H28	H29	H30	
①交通安全運動の推進						総務課
②交通安全対策事業						まちづくり振興課
③道路維持費事業						まちづくり振興課
④道路改良事業						都市整備課



交通安全対策事業（横断歩道の補修）

(3) 防犯・事故防止対策の推進

[基本方針]

住民が犯罪被害にあうことを防止し、安心して暮らしていけるよう、地域ぐるみの防犯対策を推進します。また、子どもが事故にあうことがないよう、遊び場や危険個所の点検・改善等に取り組みます。

《 行政が取り組むこと 》

①防犯指導の充実 【推進主体：総務課、学校教育課、保健福祉課、こども課】

- 子どもを犯罪から守るために、警察と学校、家庭、地域が連携して、幼児・児童・生徒が犯罪を回避できる能力を身につけるための教育・指導の充実に取り組みます。
- 青少年が事件・事故に巻き込まれないよう、地域や関係機関が連携した夜間パトロールを実施するほか、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある有害図書や有害サイトなどの社会環境から、青少年を保護する取り組みを進めます。
- 高齢者や障がい者が犯罪に巻き込まれることがないよう、関係団体、サービス事業者等による犯罪回避のための指導・啓発を行うよう促します。

②防犯設備の整備推進 【推進主体：まちづくり振興課、都市整備課】

- 夜間における犯罪を抑制するため、町道における防犯灯の計画的な整備及び自治会と連携した住宅地の防犯灯の整備を進めます。また、公園や遊び場などについても防犯上の視点に留意した施設整備を進めます。

③情報の提供と見守り等支援の推進 【推進主体：総務課、産業振興課、保健福祉課、学校教育課、都市整備課】

- 関係機関と連携し、犯罪や消費者被害、詐欺被害に関する情報を把握し、被害防止の方法を含めた地域への情報提供を行います。また、消費者被害、詐欺被害に関しては相談窓口の周知を図るとともに、警察や県民生活センター等の関係機関と連携した必要な支援を行います。
- 地域や関係団体等による、通園・通学路、子どもの居場所となる公園などのパトロール活動を支援します。
- 高齢者、障がい者について、一人暮らしや日中一人になることが多い世帯については、必要に応じて近隣住民や民生委員等による、防犯のための様子の確認や注意を促しているよう呼びかけます。
- 地域住民や団体等による、主体的な防犯活動を積極的に支援します。

④通報システムの普及推進 【推進主体：保健福祉課】

○耳や言葉が不自由な方への事件・事故に関する通報について、警察と連携し、「FAX110番」や「メール110番」といった通報システムの周知と活用の普及を図ります。

⑤遊び場等の安全確保推進 【推進主体：こども課、都市整備課】

○子どもが安心して遊べるように、遊び場や公園の遊具等について地域と連携した安全管理対策を進めるほか、社会福祉協議会・民生委員児童委員連合会による「遊び場・危険ヶ所点検」の報告に基づき、必要な対策を講じます。

《 社会福祉協議会が取り組むこと 》

①子どもの安全確保推進

○子どもが安心して遊べる環境づくりに取り組むため、区長・自治会長はじめ民生委員・児童委員等の地域の関係者の参加を得て安全点検を実施するとともに、その結果を広報紙等に掲載することで、子どもの安全確保に関する共通認識づくりに努めます。

②子どもを守るネットワークづくり

○子どもを巻き込む事故・事件が多発しているなか、地域の住民がともに協力しあい子どもを守る環境づくりが求められています。本町においても南風原町老人クラブ連合会による子どもの登下校時を見守るパトロール活動が実施されており、これらの団体とも連携を密にするとともに、支援をとおして子どもを見守るネットワークづくりを推進します。

③消費者被害への対応の充実

○悪徳商法や「オレオレ詐欺」等、高齢者や障がい者が被害にあう、またはあいそうになったケースが多発しており、消費者被害への対応において地域住民の見守りや専門機関による相談体制の強化と支援ネットワークづくりが重要となっています。

社会福祉協議会が実施する在宅介護支援センター事業やコミュニティソーシャルワーカーの活動をとおして、住民に対して注意喚起するとともに「ふれあい福祉相談事業」等との連携を密にし、問題解決に取り組みます。

●●● 住民・関係団体等・福祉サービス事業者に期待すること ●●●

＜住民＞

- ・地域に不審者がいれば、関係機関に連絡しましょう。
- ・地域の防犯活動、青少年健全育成活動に参加しましょう。
- ・子どもが犯罪を回避できるよう、家庭で話し合いましょう。

＜関係団体等＞

- ・犯罪や消費者被害等について、関係機関の情報に基づき、地域に注意を促しましょう。
- ・地域の一人暮らし高齢者等について、防犯のための様子の確認や注意を促すようにしましょう。
- ・自主防犯組織を立ち上げましょう。
- ・青少年健全育成活動を推進しましょう。
- ・防犯のために、意識的に子ども達に声をかけましょう。

＜福祉サービス事業者＞

- ・利用者に対し、犯罪や消費者被害、詐欺被害について注意を促しましょう。

[主な推進事業]

推進事業名	スケジュール					推進主体
	H26	H27	H28	H29	H30	
①防犯対策事業						総務課 まちづくり振興課
②遊び場・危険ヶ所点検の実施						社協



子どもの登下校時を見守るパトロール活動（町老人クラブ連合会）

(4) 防災対策の推進

[基本方針]

災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、住民の防災意識の向上を図るとともに、災害に強いまちづくりを推進します。また、災害時において、適切な判断や迅速な避難等が困難な高齢者や障がい者等の要援護者について、地域住民や関係機関・団体等と連携した、避難支援体制の構築に取り組みます。

《 行政が取り組むこと 》

①災害に強いまちづくり推進 【推進主体：総務課、都市整備課】

- 災害を防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐために、「南風原町地域防災計画」に基づき、ハザードマップ、防災・減災お役立てマップ帳等を活用した住民への防災知識の普及啓発や防災訓練の実施、地域防災組織の育成を進め、住民の防災意識の向上を図ります。また、地すべりや河川の氾濫、建築物の老朽化等災害時危険箇所について、必要な指導や防災対策を講じるなど、誰もが安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進めます。
- 転入手続きの際に、転入者へのハザードマップや、防災・減災お役立てマップ帳の配布を行います。
- 防災拠点の整備や防災資機材、避難誘導標識の整備など、災害に備えた環境の充実を図ります。

②災害時要援護者支援体制の構築 【推進主体：保健福祉課、総務課】

- 災害時の対応が困難な障がい者や高齢者等の災害時要援護者については、災害時要援護者登録を促進し、警察や消防、医師会及び地域の関係機関・関係団体が要援護者の情報を共有するとともに、地域との連携を図り、要援護者の安否確認や避難誘導體制の構築並びに避難場所での健康管理、その他必要な救護・救済の体制を構築します。

③災害時要援護者避難支援計画の策定 【推進主体：総務課】

- 災害発生時における災害要援護者の避難支援等を適切かつ円滑に実施できるよう、本町の災害時要援護者避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにするとともに、自助、共助、公助の役割分担や連携を明確にするために、災害時要援護者避難支援計画を策定します。

④緊急情報伝達手段の充実 【推進主体：総務課】

- 誰もが災害に関する情報を速やかに入手できるよう、個人の特性にも配慮した無線やFAX、パソコン、携帯電話等多様な情報伝達手段の充実に取り組みます。

《 社会福祉協議会が取り組むこと 》

①災害ボランティアセンター機能の充実

○被災地において被災された方々の支援に重要な役割を果たしているのが、災害ボランティアセンターです。被災者ニーズに応え、一日も早い復興を被災者とともに目指し、ボランティア活動につなぐ総合調整を行います。また、日頃から行政、市・自治会、関係機関と連携し防災訓練を実施し社協の果たす役割を確認し、必要に応じて「社協災害時対応マニュアル」の修正を行います。

②災害時避難支援体制構築に向けた連携強化

○大規模災害時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等、市が指定する避難所では対応が困難な要援護者がでることが想定され、特に配慮する必要があります。これらの人々の安全を確保するために日頃から行政、市・自治会、関係機関等と連携を図り、十分な環境を整え、行政が策定する「災害時要援護者避難支援計画」策定作業に積極的に参画します。

●●● 住民・関係団体等・福祉サービス事業者に期待すること ●●●

＜住民＞

- ・災害に対する知識を深め、身を守るために何が必要か考え、必要な対策を講じておきましょう。
- ・地域の防災組織や防災訓練に参加しましょう。
- ・災害時に避難することが困難な人は、災害時要援護者登録を行いましょう。

＜関係団体等＞

- ・防災訓練の実施や地域防災組織を立ち上げましょう。
- ・災害時の避難において特別な配慮が必要な人を把握しておき、関係機関等と連携した避難支援を行いましょう。

＜福祉サービス事業者＞

- ・防災訓練を実施しておきましょう。
- ・施設等の防災点検を実施しておきましょう。

[主な推進事業]

推進事業名	スケジュール					推進主体
	H26	H27	H28	H29	H30	
①防災体制強化事業						総務課
②災害時要援護者支援体制の構築						保健福祉課 総務課 社協
③災害時要援護者避難支援計画の策定		策定				総務課
④災害ボランティアセンター機能の充実						社協

[評価指標と目標値]

評価指標	指標根拠	単位	現状値	目標値
			平成 25 年度	平成 30 年度
①防災訓練	町実績	回	0	1
②災害ボランティアセンター設置訓練	社協実績	回	0	1



住民避難訓練



炊き出し訓練